



## 参議院議員通常選挙のお知らせ

この夏、任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます（任期満了日平成28年7月25日）。

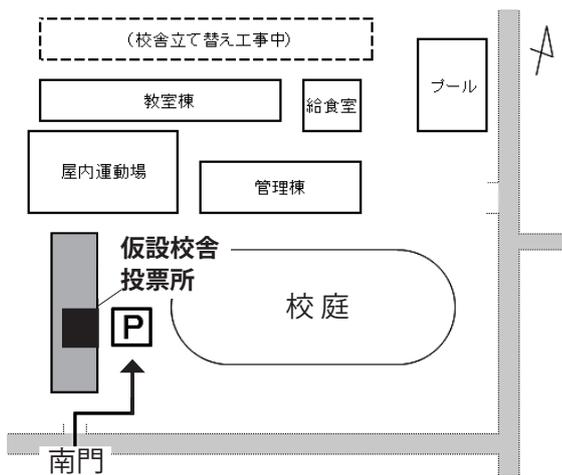
公職選挙法の改正により、今選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。また、18歳未満のお子様と一緒に投票所に入ることもできますので、ご家族そろって投票所へお出掛けください。

### ●投票所の変更について

#### ○大田原小学校（第1投票所）

校舎建て替え工事のため、仮設校舎内へ投票所を変更します。仮設校舎前が駐車場になりますので、南門をご利用ください。

#### 【大田原小学校校舎等配置図】



### ●投票の諸制度をご利用ください

- ▶点字投票：目が不自由な方は、「点字投票」をご利用ください。各投票所には、点字器が備えてあります。
- ▶代理投票：身体が不自由などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。（ただし、本人の来所が必要です。）
- ▶郵便などによる不在者投票：歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。

### ①身体障害者手帳をお持ちで、次の表の障害名について、その等級に該当する方

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級・2級・3級

### ②介護保険の要介護者で要介護5の方

※なお、この郵便などによる不在者投票は事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、お早めに投票用紙の請求手続きを行ってください。投票用紙の請求は、公示日前に行うことができます。

### ▶代理記載制度：郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

### ▶滞在地での不在者投票：住所が本市にあって、出張などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。



問 選挙管理委員会事務局

TEL (98) 3767

## 開発指導要綱の指導範囲が広がります 大田原市開発行為等指導要綱の一部改正について

近年の集中豪雨や局地的な大雨への備えとして、土地利用に対する雨水排水処理適正化の観点から、造成を伴う露天の駐車場、資材置場、太陽光発電施設建設なども指導の対象となります。また、「コンパクトなまちづくり」の観点から、用途地域内の分譲開発における公園や雨水排水施設の技術基準を緩和します。

### ●対象規模

- ▼都市計画区域内：1000㎡以上
- ▼都市計画区域外：3000㎡以上
- 適用日…平成28年7月1日以降に事前協議が行われたものから適用

※詳しくは下記へお問い合わせください。

問 都市計画課 B2階 TEL (23) 8711

## 春の叙勲・危険業務従事者叙勲

長年にわたる各分野での功績が認められ、本市では次の4名の方が受賞されました。おめでとうございます。（敬称略）

- 瑞宝双光章(地方自治) 石井 勇 元大田原市収入役
- 瑞宝双光章(消防) 磯 秀憲 元大田原地区広域消防組合消防署長
- 瑞宝単光章(防衛) 大久保 俊一 元宇都宮駐屯地業務隊3等陸尉
- 瑞宝単光章(矯正業務) 横藤 哲士 元黒羽刑務所副看守長